

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 2 号

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例（平成元年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。